

松原市 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1.取組目的

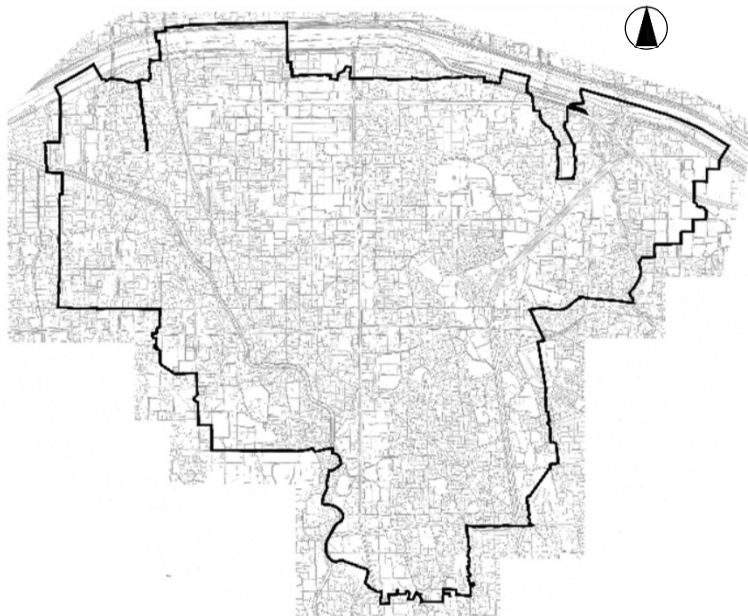
- 住宅の耐震化を推進するために、住宅所有者の方に耐震化に対する理解を更に深めてもらう。
- 重点的に耐震化を推進する区域を緊急耐震重点区域と定め、個別訪問等を含む、住宅所有者への積極的な普及啓発を行う。

2.緊急耐震重点区域の設定

- 緊急耐震重点区域は、本市の住宅耐震化の状況から下記の区域とする。

緊急耐震重点区域：松原市全域

○対象木造住宅 ⇒ 昭和56年5月以前に建築された全ての住宅



3.取組期間

- 本プログラムの取組期間は下記の通りとする。
なお、関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、必要な見直しなどを行う。

取組期間：令和元年度から令和9年度（9年間）

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
A P 作成	■									
個別訪問等		普及啓発								

4.個別訪問等の実施

個別訪問等は下記の通り行う

- DM等を活用し、取組期間で個別訪問等を行う。
- パンフレット等を用いて耐震化の必要性・補助制度を説明する。

5.その他の普及啓発活動

個別訪問等と併せて、下記の啓発活動も引き続き実施していく。

- 住宅耐震啓発パンフレットの配布
- 広報誌・ホームページ等による周知

6.関係団体との連携

- 個別訪問等及びその他啓発活動において、大阪府及び民間事業者と連携して活動に取り組む。

7.実績の公表

- 当該年度毎に訪問戸数・診断実績・改修実績・除却実績の件数を取りまとめ、当該年度末までに市のホームページにて公表する。

松原市 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2025

1.目的

松原市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、改修事業者の技術向上、一般市民への周知・普及啓発等の充実を図ることが重要である。

このため、松原市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2.位置付け

アクションプログラムは、松原市耐震改修促進計画に基づき策定する。（アクションプログラムは、松原市耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するため、次回の計画改正時に計画に位置づけるものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画	令和7年度取組内容	令和7年度目標
	<p>【財政的支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> i)住宅の耐震診断費に対する一部補助を実施 ii)木造住宅の耐震設計から耐震改修費に対する一部補助を実施 iii)住宅の除却工事費に対する一部補助を実施 <p>【普及啓発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> i)住宅所有者に対する直接的な耐震化促進 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 固定資産税の納税通知書を活用し、対象者全てに補助制度の啓発を実施 ii)耐震診断実施者に対する耐震化促進 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 耐震診断結果報告時に耐震改修補助制度のパンフレットの配布・説明により耐震改修を促進 ➢ 耐震診断後、一定期間経過しても耐震改修を行っていない者に対してDM等による耐震改修促進を実施 iii)耐震改修事業者の技術力向上等 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 耐震改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施 ※ ➢ 耐震改修事業者リストを作成し公表等を実施 ※ iv)市民への周知・普及 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 耐震化の必要性の周知を実施 ➢ 市民を対象に説明会・セミナーを年1回以上実施 ➢ パンフレット等による制度概要等の周知を実施 <p>※大阪府と協力し、府内全域で実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 住宅の耐震診断補助戸数：35戸 ➢ 木造住宅の耐震改修工事補助戸数：5戸 ➢ 住宅の除却工事補助戸数 戸建て住宅:40戸、共同住宅・長屋:50戸
自己評価	前年度（令和6年度）の取組実績	前年度（令和6年度）の課題
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 市民向けの耐震セミナーおよび個別相談会を実施（9月） ➢ 固定資産税納税通知と一緒にDM送付（全戸） ➢ 駅前の電光掲示板や市内巡回バスの車内広告などを活用した補助制度の周知を実施（通年） ➢ 市広報誌（5月、8月）、ホームページ（通年）、市公式SNSで補助制度の周知 	<p>今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある。</p>
		前年度までの実績
		<p>【令和6年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 住宅の耐震診断補助戸数：30戸 ➢ 木造住宅の耐震改修工事補助戸数：3戸 ➢ 木造住宅の除却工事補助戸数：90戸 <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 住宅の耐震診断補助戸数：6戸 ➢ 木造住宅の耐震改修工事補助戸数：2戸 ➢ 木造住宅の除却工事補助戸数：55戸 <p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 住宅の耐震診断補助戸数：10戸 ➢ 木造住宅の耐震改修工事補助戸数：4戸 ➢ 木造住宅の除却工事補助戸数：75戸 <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 住宅の耐震診断補助戸数：13戸 ➢ 木造住宅の耐震改修工事補助戸数：2戸 ➢ 木造住宅の除却工事補助戸数：38戸 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 住宅の耐震診断補助戸数：3戸 ➢ 木造住宅の耐震改修工事補助戸数：2戸 ➢ 木造住宅の除却工事補助戸数：105戸
		改善策
		<p>防災イベント等における自治会と連携した普及啓発や、補助制度周知ポスターの現地掲出など、引き続き各種補助制度を積極的にPRする。</p>